

《会議記録と追加資料》

第1回 新潟市就学援助制度意見聴取会議

【質問・資料要望・意見概要】

【質問1】 日本の平均収入は、420万円とされているが、平均的な世帯年収はいくらか？

【回答1】平成30年国民生活基礎調査結果(厚生労働省R1.7.2公表)

- ①世帯平均可処分所得 421.3万円
- ②世帯所得の中央値 423万円
- ③全世帯平均所得 551.6万円
- ④児童のいる世帯平均所得 743.6万円

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

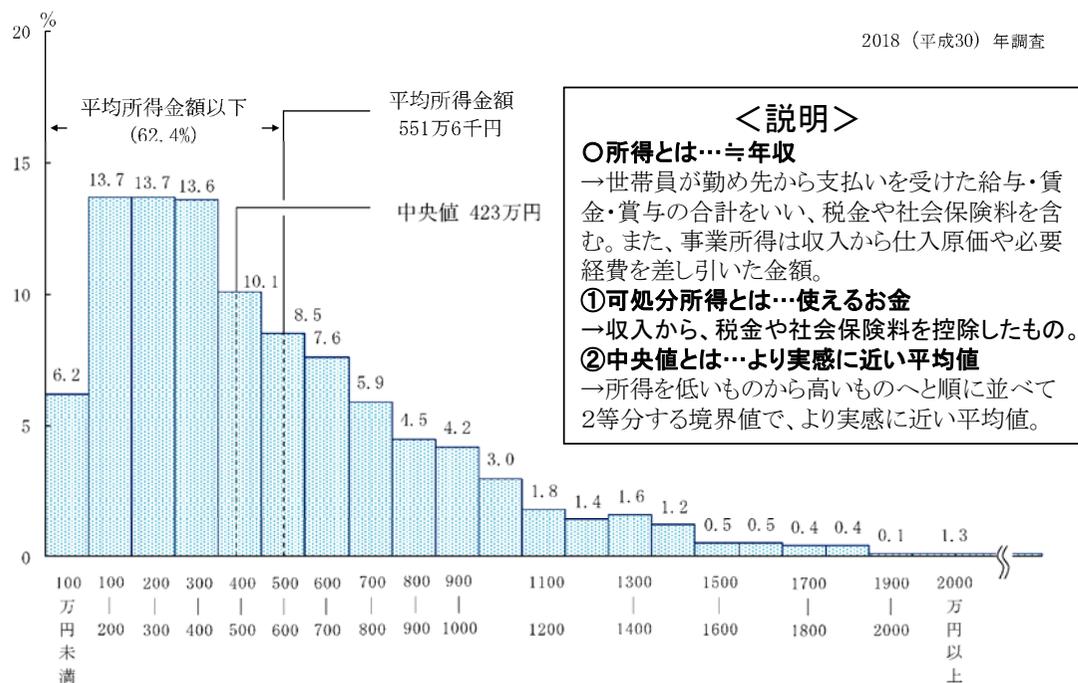
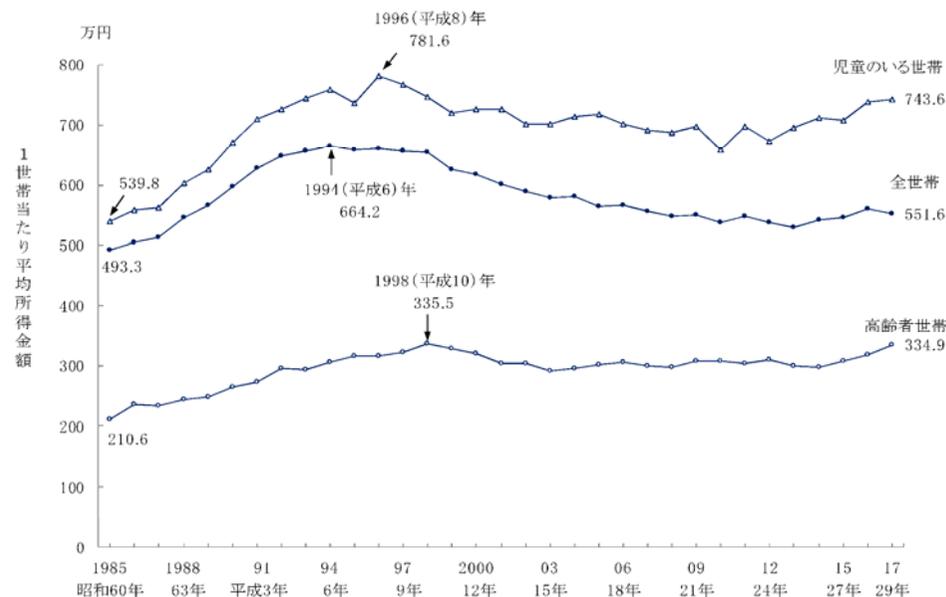


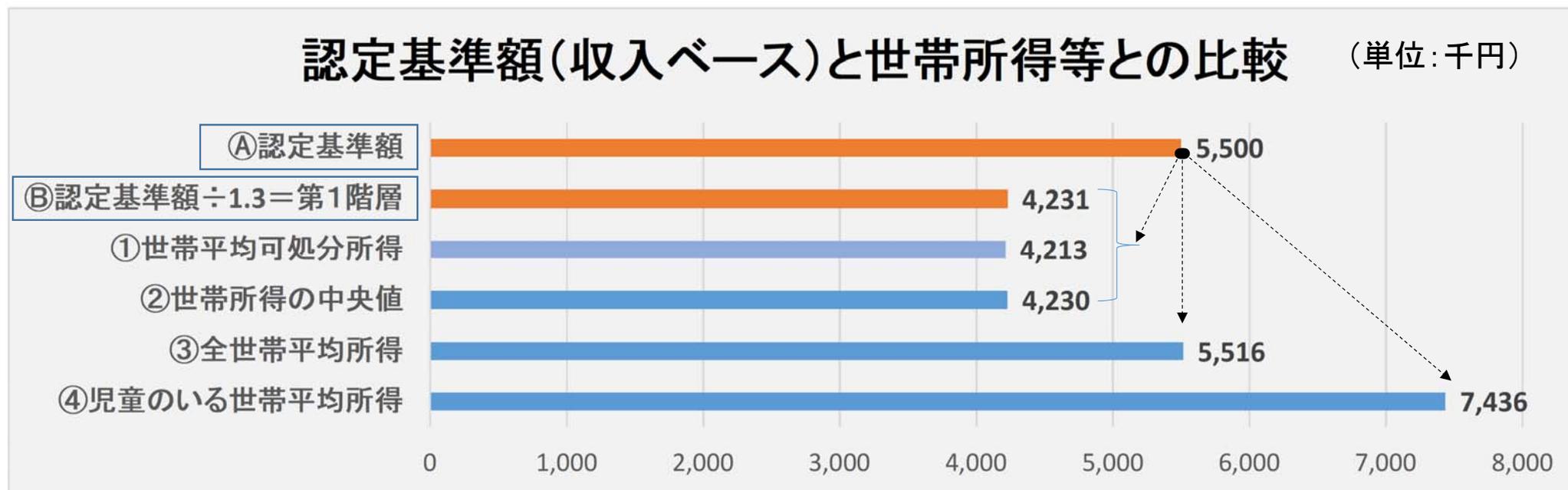
図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3) 2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。
 4) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

【質問1】つづき

※認定基準額は、4人世帯・収入ベースでの金額です。
世帯所得(≒収入)は、平成30年国民生活基礎調査のデータです。



- 「①認定基準額」は、「③全世帯平均所得」と同程度の約5,500千円となっていますが、より実感に近い平均値である「②世帯所得の中央値」4,230千円より1,300千円程高くなっています。
- 一方、「④児童のいる世帯平均所得」は、7,436千円で「①認定基準額」5,500千円より1,900千円程高くなっていますが、国民生活基礎調査の「生活意識の状況」の児童のいる世帯では、62.1%の世帯が「生活が苦しい」と回答しています。
- 第1階層の認定基準額であり生活保護基準額となる「②認定基準額÷1.3」は、「①世帯平均可処分所得」と「②世帯所得の中央値」と同程度の約4,200千円となっています。

【質問2】 家計力130%以下で「申請したが認められなかった」が、約60人

となっている。事務局としてどのように整理しているか。【資料4のP23】

【回答2】 子どもの学習費等実態調査での家計力は、世帯全員の年齢や年収などの回答データを基に計算し区分しています。

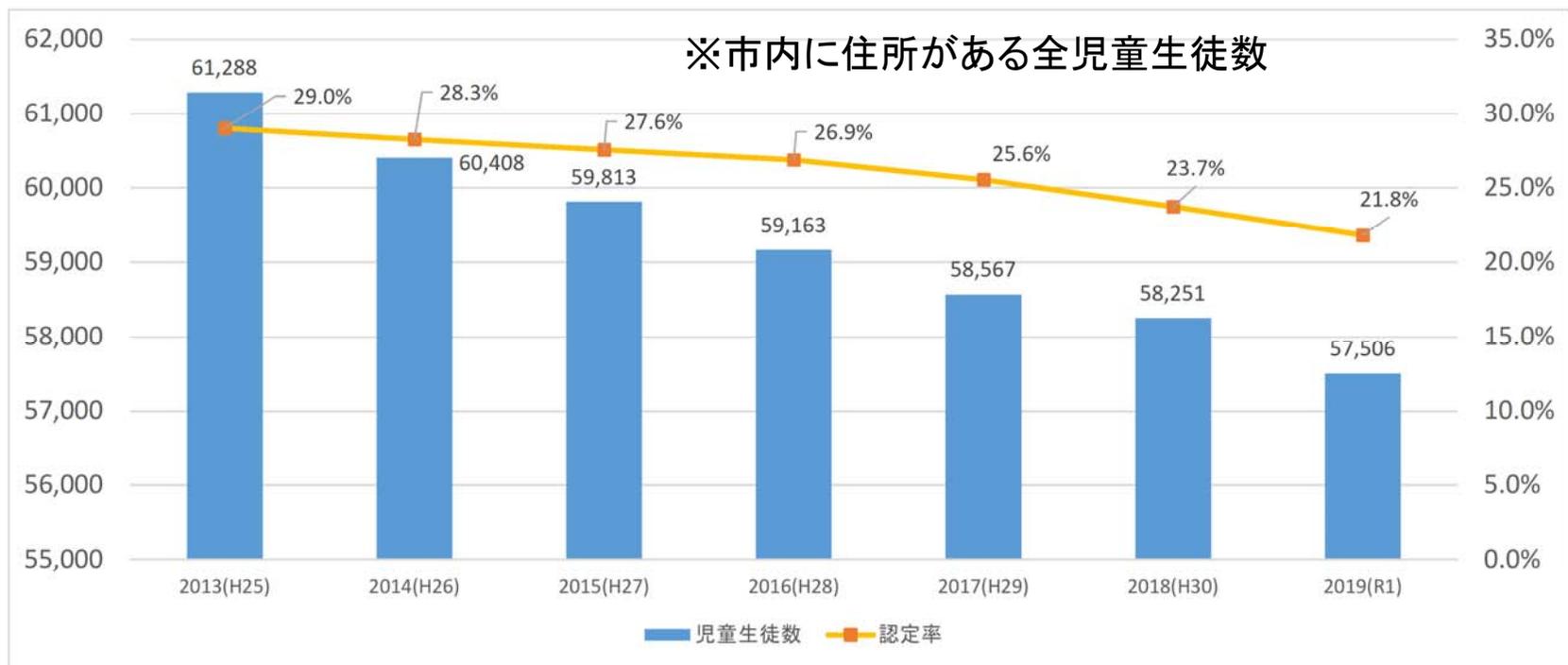
一方、実際の就学援助申請では、市税情報から世帯所得を計算し、認定又は否認定を判断しています。

子どもの学習費実態調査の回答の一部に同一世帯の祖父母等の年収の記載がないなど、不十分な回答データがあると想定されます。このため、家計力区分と実際の認定結果に違いが生じているものと考えます。（回答誤差）

基本的に、「申請したが認められなかった」人は、認定基準額を超える世帯所得があったということになります。

【資料要望1】 就学援助の申請者数の推移を教えてください。
 【資料要望2】 児童生徒数と事業費(支給額)の推移が知りたい。

⇒制度の見直しを検討するうえで、児童生徒数と事業費の推移(変化)や今後の動向を見ていく必要があるため。



年度	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
児童生徒数	61,288	60,408	59,813	59,163	58,567	58,251	57,506
申請者数	20,776	20,640	20,206	19,654	18,496	17,537	15,882
認定者数	17,774	17,069	16,485	15,906	14,967	13,823	12,506
認定率	29.0%	28.3%	27.6%	26.9%	25.6%	23.7%	21.8%
支給額合計	1,272,013	1,232,691	1,234,034	1,148,489	1,095,601	1,030,172	未確定

※2019年度は、7月の当初申請の内容です。
 また、児童生徒数は5月1日現在の人数です。

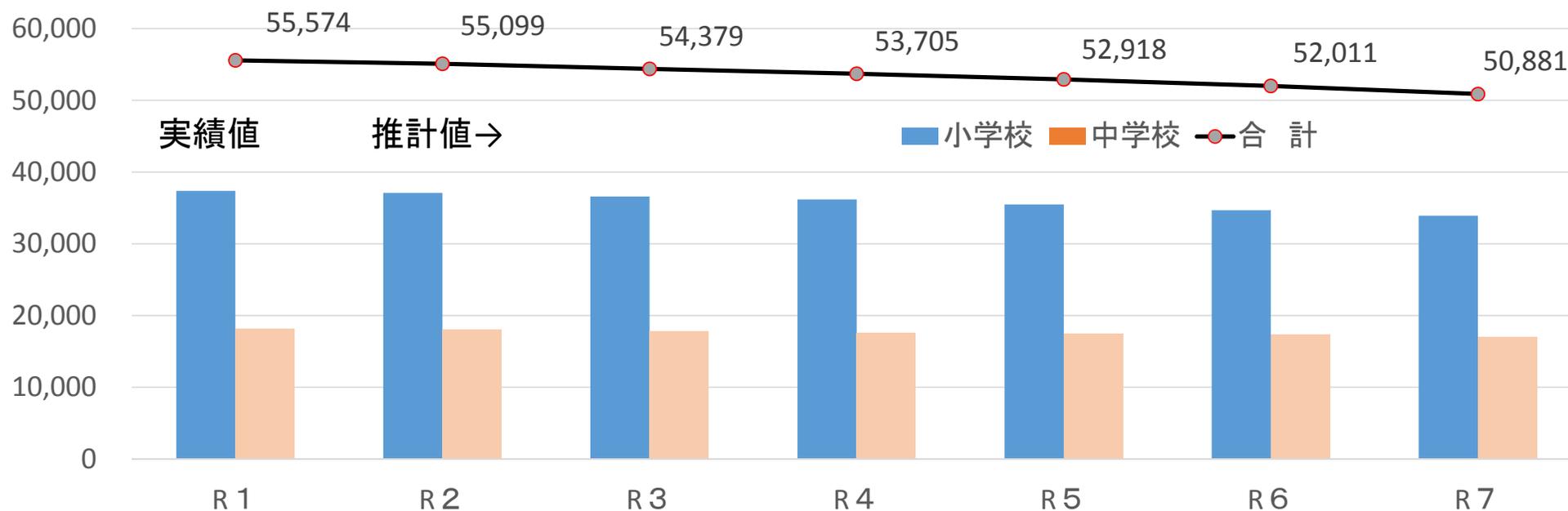
参考：【資料要望2】関連・・・児童生徒数《推計》

※当該資料は、私立学校、特別支援学校・学級、希望が丘分校を除外し、社会増減を考慮していません。

今後、児童生徒数がどの程度減少していくかを見ていただく参考資料です。

(出典：新潟市立小・中学校児童生徒・学級数推計)

○児童生徒数は減少傾向⇒令和元年度から令和7年度までに△4,693人減少(△8.4%)



区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小学校	37,382	37,106	36,582	36,182	35,479	34,682	33,914
中学校	18,192	17,993	17,797	17,523	17,439	17,329	16,967
合計	55,574	55,099	54,379	53,705	52,918	52,011	50,881
対前年度差		-475	-720	-674	-787	-907	-1,130

【資料要望3】 階層別の1人当たり平均支給額

⇒文科省データでは、学習に必要なお金(学校教育費+学校給食費)は、年当たり小学校104,484円、中学校177,370円であるが、その必要額に対する各階層別の就学援助支給金額と支給水準を知りたい。

(平成29年度決算額)

階層	支給人数(人)			支給額(円)			平均支給額(円)			对学习費支給水準	
	小学校 ①	中学校 ②	計 ③	小学校 ④	中学校 ⑤	計 ⑥	小学校⑦ (④÷①)	中学校⑧ (⑤÷②)	全体 (⑥÷③)	小学校 (⑦÷⑨)	中学校 (⑧÷⑩)
1	6,168	3,498	9,666	472,598,105	385,294,511	857,892,616	76,621	110,147	88,754	73.3%	62.1%
2	1,194	582	1,776	69,057,487	49,617,181	118,674,668	57,837	85,253	66,821	55.4%	48.1%
3	1,262	579	1,841	48,719,222	32,927,383	81,646,605	38,605	56,869	44,349	36.9%	32.1%
4	1,162	522	1,684	22,385,876	15,000,755	37,386,631	19,265	28,737	22,201	18.4%	16.2%
計	9,786	5,181	14,967	612,760,690	482,839,830	1,095,600,520	62,616	93,194	73,201	59.9%	52.5%

学習に必要なお金(学校教育費+学校給食費)
 <平成28年度子供の学習費調査…文科省>
 ※配布資料2(P9)「4. 援助内容《その2》を参照

小学校 ⑨	104,484
中学校 ⑩	177,370

<参考>

第1階層の平均支給額(全体)88,754円で順位比較すると、政令市は19位から15位に上昇、県内は23位で変更なし。

《学校教育費とは》

①修学旅行・遠足②学級・児童会・生徒会費③PTA会費④その他学校納付金(日本スポーツ振興センター掛金⑤寄附金(任意の募金)⑥教科書以外の図書⑦学用品等⑧教科外活動費(部活動)⑨通学費(交通費等)⑩制服⑪通学用品(ランドセル等)⑫その他(卒業アルバム)

【主な意見】

＜学校給食費関係＞

- 1 学校給食費の負担感について、全体では10%と低いですが、家計力100%以下の世帯では、20%くらいの世帯が負担だと感じている。この2倍の違いがある点は見逃してはいけない。

【資料4のP10】

＜スクールランチ関係＞

- 1 スクールランチの喫食について、経済的な理由で食べていないという回答は無かったとのことだが、不登校の子どもで、食べられないから不登校になっているという事例があるのではないか。そのような視点も必要なのではないか。
- 2 感覚的には、ご飯を食べれないから不登校になっているという事例は、少ないのではないか。

<スクールランチ関係>…つづき

3 親としては、食べさせてもらっているという感覚があるので、経済的に苦しくても負担には感じないはず。しかし、給食費を払えないので負担に感じる人もいるし、先払いしているので負担に感じない人もいる。

小学校と中学校では感じ方も違う。小学校は食べさせてもらっているから払うのは当然で、中学校のスクールランチは、プリペイド式で学校教材とは別にお金を持っていくので、同じ金額であっても負担に感じる保護者は多い。プリペイド式申し込みの改善が必要ではないか。
(後払い方式の検討など)

4 小中学校の話ではないが、子ども食堂では、私の感覚的ではあるが、食べれない人は確実にいると思う。

5 スクールランチ校での弁当持参の子どもに対しても、就学援助の支給対象とすべきと考える。経済的負担は、スクールランチも弁当も同じである。

<制度周知関係>

- 1 就学援助制度を受給してない世帯のうち、家計力130%以下の受給可能と思われる世帯が16%あり、受給申請しない理由として「所得が認定基準より多く該当しないと自分で判断した」という人が多数を占めている。この率を下げていくような努力が必要である。

【資料4のP24】

- 2 制度を知らなかったという中には、保護者の理解度が低く、後回しにしてしまったり、自分のことだと思わなかったりするようなケースもあるはず。

認定率が高いのは、周知に努めてくれたからだと思うが、まだできることが他にあるのではいかと思うのでがんばってほしい。

- 3 高等学校就学支援金の手続きのように、受けるか受けないかを全員に回答させるやり方がいいのではないか。

「生活保護基準」という言葉が生活保護制度と認識される可能性があるので、生活保護世帯でなくても受給できるということを周知すべき。

＜その他＞

- 1 教育委員会の就学援助制度だけでなく、福祉分野など様々な制度を総合的に把握したうえで、制度の見直しを検討すべきである。

次回までに関連する制度を調査し、資料作成をお願いしたい。

・・・現在、資料を作成中です。7月29日の意見聴取会議で配布予定です。